

## 県土整備委員会会議記録

県土整備委員会委員長 中平 均

- 1 日時  
平成29年3月17日（金曜日）  
午前10時0分開会、午後0時6分散会  
（うち休憩 午前11時56分～午前11時57分）
- 2 場所  
第4委員会室
- 3 出席委員  
中平均委員長、佐藤ケイ子副委員長、田村誠委員、軽石義則委員、柳村岩見委員、  
神崎浩之委員、佐々木宣和委員、工藤勝博委員、小野寺好委員、白澤勉委員
- 4 欠席委員  
なし
- 5 事務局職員  
上野担当書記、中村担当書記、嵯峨併任書記、及川併任書記
- 6 説明のため出席した者  
県土整備部  
及川県土整備部長、中野技監兼道路都市担当技監、  
平野副部長兼県土整備企画室長、八重樫河川港湾担当技監、  
小原県土整備企画室企画課長、小上県土整備企画室用地課長、  
菊池建設技術振興課総括課長、大久保建設技術振興課技術企画指導課長、  
遠藤道路建設課総括課長、千葉道路環境課総括課長、高橋河川課総括課長、  
佐野河川課河川開発課長、檜山砂防災害課総括課長、千葉都市計画課総括課長、  
和村都市計画課まちづくり課長、幸野下水環境課総括課長、  
廣瀬建築住宅課総括課長、辻村建築住宅課住宅課長、谷藤建築住宅課営繕課長、  
佐々木港湾課総括課長、箱石空港課総括課長
- 7 一般傍聴者  
1名
- 8 会議に付した事件
  - (1) 所管事務調査（県土整備部関係）  
「新たな風水害に対応した防災体制の整備について」
  - (2) その他
    - ア 次回の委員会運営について
    - イ 委員会調査について

## 9 議事の内容

○中平均委員長 ただいまから県土整備委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日はお手元に配付いたしております日程により会議を行います。

これより新たな風水害に対応した防災体制の整備について調査を行います。調査の進め方についてであります。執行部から説明を受けた後、質疑、意見交換を行いたいと思います。

それでは、当局から説明を求めます。

○高橋河川課総括課長 本日は河川課と砂防災課から昨年の12月からことしの2月にかけて取りまとめを行いました新たな風水害に対応した防災体制の整備について御説明します。内容の詳細に先立ちまして経緯を御説明します。

昨年8月の台風第10号後の10月28日に開催されました岩手県防災会議幹事会議におきまして、台風第10号や近年多発するゲリラ豪雨、スーパー台風などを踏まえ、新たな風水害に対応した住民の早目の避難に資するため、防災体制の整備を推進していく必要があると示されました。このため、幹事会議のもとに三つの分科会を設け、現在の防災体制の課題や対応策を検討し、地域防災力の強化につなげていくこととしたところです。

三つの分科会は、総務部が事務局を務める第1分科会の地域防災体制分科会においては、特に市町村の防災体制や県の支援体制について検討を行ったところです。また、保健福祉部が事務局を務める第2分科会の社会福祉施設等防災分科会におきましては、社会福祉施設等における防災体制、県や市町村の支援体制などについて検討を行ったところです。そして、本日これから御説明しますのは、県土整備部が事務局を務める第3分科会の河川・土砂災害防災分科会において検討を行った内容となります。

第3分科会におきましては、水位周知河川の指定、浸水想定区域図の作成、タイムラインの作成、土砂災害警戒区域の設定などについて検討を行うこととしており、主に河川課と砂防災課において、分科会における協議内容を踏まえ、取りまとめを行ったものであります。また、本日御説明します内容は、去る2月10日に開催されました第2回の分科会の協議を踏まえ、2月17日の幹事会に報告された内容となります。

それでは、まず河川課から御説明申し上げます。2ページ目をお開き願います。河川課に係る内容では、最上段に掲げます水位周知河川の運用を軸とした河川に係る防災体制の構築を今回のポイントとしておきまして、左端の項目としましては、水位周知河川の指定の推進、洪水浸水想定区域の指定の推進、タイムラインの作成の3項目となります。

最初に、水位周知河川の指定の推進についてですが、真ん中の列に記載しております現状と課題としまして、今回の台風第10号について、制度内容が住民や関係機関に十分理解されていなかったこと、河川情報システムがアクセス集中によりフリーズしたこと、情報の伝達が不十分な状況が生じたこと、台風第10号も含め近年のたび重なる豪雨災害により水位計の設置や、水位周知河川の指定が必要な河川が増加していること、要配慮者利用施

設における避難体制を把握する必要があることが挙げられます。

これらの課題への対応が右の列の具体的取組に記載されております。まずは、制度内容の周知につきまして、①として、関係機関及び住民の皆様へ制度内容の理解を深めていただくため、定期的に出水期前の5月ごろまでに市町村の防災担当者が集まる会議や、さまざまな住民説明会の場におきまして制度内容の説明を行っていくことを初め、国、県、全ての市町村をメンバーとします協議会を平成29年5月までに立ち上げ、制度内容について理解していただきながら、今後5カ年の治水に関する取り組みを協議していくこととしております。次に、②市町村への避難勧告等発令の支援及び③全庁をあげた防災体制の構築であります。こちらは総務部が事務局を務める第1分科会における検討内容ですので、説明は省略いたします。

次に、(3)関係機関への伝達手段についてですが、①伝達体制の強化としまして、河川管理者から市町村長等への河川情報を直接電話連絡するホットラインの体制の構築を行うこととしております。また、伝達手段にメールも活用することや、フリーズ対策として河川情報システムの強化をすることとしております。また、従来から運用している、水位情報等が携帯電話へ自動配信されるいわてモバイルメールへの登録は、引き続き県民の皆様方へ機会あるごとに呼びかけていきたいと考えております。

次に、(4)水位周知河川の指定の推進についてですが、指定区間の選定基準をこれまでの人口や資産の集中する区間、浸水被害の実績のある区間に役場など防災拠点を含む区間を追加することとしました。さきに述べました協議会におきまして、関係市町村と協議を図りながら、平成29年12月まで水位計の設置や水位周知河川指定の5カ年計画を策定することとしております。特に甚大な被害がありました小本川におきましては、5月までに水位周知河川の指定を行うこととしております。

次に、(5)(6)水位情報の避難への活用についてですが、小本川を含む全33カ所に水位監視カメラの設置を計画しております。今後、追加するものは協議会において取りまとめます5カ年計画の中で、水位周知河川とあわせ計画を取りまとめる予定です。また、簡易的に水位を目視確認できる目盛盤、いわゆる量水標を市町村と調整しながら積極的に設置し、地域住民の自主防災に活用していただくなど早期避難に役立てていただくこととしております。

また、市町村独自の取り組みがさまざまな形で行われております。例えば住田町におきましては、県管理河川に町独自で水位監視カメラを設置し、地域のケーブルテレビに映像を乗せ、台風第10号の際には、この映像を見た住民の皆様方が早目の避難を開始したということを知っております。このような市町村独自の取り組みについても、県も連携しながら取り組みたいと考えております。

次に、②要配慮者施設の避難体制の把握及び説明会の実施についてですが、県では国と連携して県内全ての要配慮者利用施設である約3,940施設を対象に、河川や土砂災害関連情報に対する理解を深めていただくため、2月から3月にかけて、説明会を全9回の予定で

開催しているところです。

次に、中段の洪水浸水想定区域の指定の推進ですが、制度内容の周知につきましては、さきに説明しました水位周知河川の項目と同じく、協議会の立ち上げや各種会議の場において周知を図ることとしております。

次に、(3)(4)洪水浸水想定区域の指定の推進ですが、こちらも協議会において市町村と調整しながら、平成29年12月までに区域指定の5カ年計画を取りまとめることとしております。小本川におきましては、12月までに指定を行うこととしております。北上川水系におきましては、直轄管理区間で公表された想定最大規模の降雨に対応した洪水浸水想定の見直しを平成29年度中に行うこととしております。

次に、②浸水実績図の提供におきましては、今般の台風第10号や平成25年の豪雨災害時に取りまとめた浸水実績図を関係市町村へ提供するほか、ホームページ上で公開していきます。

(5)洪水浸水想定区域の避難への活用ですが、こちらもこれまで作成した洪水浸水想定区域図について、今後作成するものも含めてホームページで公開していくこととしております。

最後に、一番下のタイムラインの作成ですが、こちらも協議会において市町村と調整を図りながら平成29年度中に全ての水位周知河川において運用を開始することとしております。

以上が河川に関する取り組み内容となります。

続きまして、砂防災課より御説明いたします。

○**檜山砂防災課総括課長** 引き続き砂防災課から土砂災害に係る具体的な取り組みについて御説明申し上げます。

3ページをごらんください。土砂災害につきましては、二つの項目について検討を行いました。一つ目が土砂災害警戒区域優先指定箇所を選定及び効率的な基礎調査の実施です。二つ目が要配慮者利用施設等に対する土砂災害関連情報の効果的な周知についてであります。

初めに、土砂災害警戒区域優先指定箇所を選定及び効率的な基礎調査の実施における現状と課題及び具体的取り組みについて御説明します。真ん中の列に記載の現状と課題についてですが、5点挙げております。1点目が県内の土砂災害警戒区域の指定率が32.9%と低い状況にあること。2点目が土砂災害危険箇所に立地する要配慮者利用施設に係る土砂災害警戒区域の指定率が47.8%にとどまっていること。3点目が台風第10号の教訓等を踏まえ、要配慮者利用施設対策に重点的に取り組む必要があること。4点目が土砂災害危険箇所に立地する要配慮者利用施設について、既存データが5年以上経過しているため、現況施設数等を再確認し、最新情報に更新する必要があること。5点目が市町村において、土砂災害警戒区域指定後の警戒避難体制の整備が進んでいないことであります。

次に、これらの課題に対する具体的な取り組みについて、右の列の具体的取組欄をごらん

ください。具体的取り組みについて4点掲げております。まず、(1)平成31年度までに全箇所の基礎調査の実施及び調査結果の公表を完了についてですが、基礎調査の進捗を一気に加速させるため、予算を先取りで優先的に確保し、従来の約2倍のペースで調査を進め、国が目標とする平成31年度までに全箇所の基礎調査の実施及び調査結果の公表を完了させ、順次土砂災害警戒区域の指定を進めることとしております。

次に、(2)(3)要配慮者利用施設が立地する箇所における基礎調査及び土砂災害警戒区域の指定を優先実施についてですが、台風第10号の教訓等を踏まえ、要配慮者利用施設が立地する箇所を優先して基礎調査を行い、平成29年度までに当該施設に係る基礎調査を完了させ、順次、公表及び区域指定を進めることとしております。

次に、(4)土砂災害危険箇所に立地する要配慮者利用施設について現況施設数等を再確認し今後の施策に反映についてですが、土砂災害危険箇所に立地する要配慮者利用施設について、県保健福祉部等と連携の上、平成28年度中に最新の施設数や種別等を調査更新し、今後の施策に反映させることとしております。

次に、(5)警戒避難体制の整備促進についてですが、新たな取り組みとして各市町村における警戒避難体制の整備状況、例えば土砂災害警戒区域指定済み箇所の地域防災計画の反映状況や土砂災害ハザードマップの作成状況などについて、年1回進捗管理を行い、各種会議等の場で公表し、情報共有を図るとともに、未整備の市町村に対して早期の整備を強力に要請していくこととしております。

続きまして、二つ目の項目、要配慮者利用施設等に対する土砂災害関連情報の効果的な周知における現状と課題及び具体的取組について御説明いたします。まず、現状と課題についてですが、3点挙げております。1点目は、県が提供している防災情報が必ずしも住民の迅速かつ自主的な避難行動に結びついていない状況であること。2点目が、住民側が防災情報を正しく判断し、有効に活用できるよう防災知識の普及・啓発により一層取り組む必要があること。3点目は、特にも緊急時に自力で避難することが困難な要配慮者利用施設への対策が喫緊の課題であることであります。

次に、これらの課題に対する具体的取組について御説明いたします。具体的取組につきましては3点掲げております。まず、①よりわかりやすい防災情報の提供についてですが、住民等に対しまして、よりわかりやすい防災情報を提供するため、県のホームページ上で公表している土砂災害危険度参考情報等の地図情報や、操作性等を改善することとしております。具体的には、最新の国土地理院地図の使用や、画面切替時の操作性向上等につきまして、平成29年度までに改善を図る予定としております。

次に、②要配慮者利用施設等に対する更なる防災知識の普及・啓発についてですが、新たな取り組みとして、施設管理者が災害リスクを適切に把握し、避難の判断とするための防災情報の入手や、避難計画の作成等について理解を深めていただくことを目的に国及び県保健福祉部等と連携し、水害・土砂災害への備えに関する要配慮者利用施設の管理者向け説明会を開催することとしております。この件につきましては、先ほど河川課から説明

がありましたとおり、2月22日から3月22日までの日程で、県内9会場において順次開催しているところでございます。

次に、③土砂災害危険箇所<sup>※</sup>に立地する要配慮者利用施設への注意喚起についてですが、新たな取り組みとして、毎年6月の土砂災害防止月間に合わせて実施している土砂災害危険箇所点検パトロールにおきまして、要配慮者利用施設が立地する箇所を優先点検箇所として位置づけ、施設管理者との合同点検を実施するとともに、点検結果や県等が公表している防災情報の活用方法等について個別に説明することとしております。また、継続的な取り組みといたしまして、引き続き土砂災害危険箇所<sup>※</sup>に立地する要配慮者利用施設に対しまして、毎年1回土砂災害への注意喚起を促すダイレクトメールを送付することとしております。

以上が土砂災害に関する具体的な取り組みの内容となります。河川課及び砂防災害課からの説明は以上です。

○中平均委員長 ただいまの説明に対し、質疑、意見等はありませんか。

○軽石義則委員 情報提供等、いろいろ工夫して進めるということでありまして、県のホームページ上での公表というのが各所に見られます。ホームページで公表して、県民の皆さんにどの程度この情報が伝達していくという想定で組み立てていらっしゃるのでしょうか。

○高橋河川課総括課長 ホームページ上では、年配の方とかが見ない可能性があります。まず、若い人は見るということで期待しているのですが、もしかして年配の方は見ないのではないかとすることは我々も想定しております。例えば河川改修とか工事の説明会とかのときに、結構住民の方が集まりますので、そういうときにこんな情報ありますよというようなことをペーパーで配るとかということとかもしておりますので、必ずしもホームページだけではなく、直接手渡すなり、あとは市町村の広報とかも活用するという形で広く周知したいと考えております。

○軽石義則委員 いろいろな手法を使って情報の伝達ということは大事だと思いますし、迅速な情報提供というのが多分含まれていると思うのですが、住民の皆さんにペーパーでとなると、ある程度時間を要するのではないかと思います。非常時ですので、情報伝達のあり方はいろいろあっていいと思うのですが、特に停電等、電源を失った場合の情報を得る場合はラジオが有効ではないかということも、これまでお話しされてきております。テレビ、ラジオですね。テレビは電源がなければだめだと思いますけれども、それらの活用というのはどのようになさいますか。

○高橋河川課総括課長 今委員からお話があったテレビとかラジオの活用についてですが、具体的にテレビですと水位周知河川の情報が入るようになっていきますし、これは氾濫危険水位になりそうだとしたら、テロップが自動的に流れるように今テレビ局と調整とかをしております。ラジオについてはまだ具体には調整していませんので、これからラジオ局のほうとも調整したいと思っております。

○**神崎浩之委員** 災害は本当に悲しいことでありますけれども、このように新たな展開、先進的な取り組みがされるということはいいことでありますし、それから全国にも発信していただきたいと思っています。私も兵庫県だとか静岡県に委員会の調査で行きまして、大災害を受けてすばらしい取り組みをしているということを勉強してきております。

質問の一つは、1ページの社会福祉施設等防災分科会というのがあるのですが、要配慮者施設ということで、岩泉町の件もありました。一方、去年は福島県で津波もあり、私はあれ以降いろんな福祉施設とか老人ホームに聞いてみたのですが、避難しなかったというんだよね。早朝にお年寄りを外に出すわけにはいかない、かえって風邪を引かせるとかいうことがあって、わかっているのだけれども、避難しなかったという声をよく聞いております。

そこで、担当は保健福祉部になっておりますけれども、一番は県土整備部の判断が重要だと思えますし、力強いと思えます。そういう福祉施設においてもよりどころになるのが皆さん方の発信だと思うのです。そこで、市町村の避難勧告とか、さまざまな動きもあるのですけれども、これもなかなか市町村の首長が判断できかねるということで、県土整備部の皆さんの判断、助言というのが力強くなると思えます。一つそういう意味でもよろしくお願ひしたいと。保健福祉部が所管でありますけれども、皆さん方の積極的な判断だと思えます。

質問はタイムラインについてです。これも、紀伊半島のタイムラインを勉強させていただいたのですが、一関市も含めた水害常襲地で非常に参考になる取り組みだと思っております。岩泉町のように、突然バーンと横なぐりの水害というのはなかなか厳しいかもしれませんが、タイムラインというのは非常に重要だと思っております。現在このタイムラインを行っている自治体の数とか、それからエリアの数。例えば一関市でも、市であれば一つでしょうけれども、何カ所か、5カ所ぐらいやっているとか、そのようなことがあれば教えていただきたい。現在タイムラインに取り組んでいる県内の状況と、それから今後必要であると思われるところ等があれば、あわせてお伺ひしたいと思えます。

○**高橋河川課総括課長** まず、今タイムラインを策定しているのは、北上川本川の国土交通省岩手河川国道事務所というところで設定しておりまして、それをベースにして沿川の市町村が早目の避難行動をとるといったようなタイムラインを活用しているところです。したがって、自治体数というのは今私の手元にはないのですけれども、あくまでも北上川沿川の市町村全部ということで対象にしております。

あとはエリアの数というのも、あくまでも今は北上川の沿川ということで取り組んでいるところです。数とかはお示しすることはちょっとできなかったのですけれども、あくまでも北上川沿川ということです。

○**神崎浩之委員** 今後、県としてはどういうエリアというか、こういうところであればいいとかということがあればお伺ひしたいと思えますし、台風第10号で遠野市とか住田町にも行きましたけれども、北上川以外とか、沿岸地域の間でもさまざまところで水害の可

能性があるというのを非常に感じてきました。橋野鉄鉦山のところもそうですけれども、今後県としてタイムラインの必要な場所というのをある程度想定していらっしゃるのかを聞いて終わりたいと思います。

○高橋河川課総括課長 川の沿川で、特に家屋、事業所とかの資産が集中しているところとか、過去に浸水被害の実績のあったところ。それともう一つ、役場のある中心部、防災拠点ですね。そういうところを一つのエリアとして、我々はできる限り全33自治体、順次策定したいと考えておりました。三つのエリアをトータルで総合的に判断して、そして33の自治体に策定したいと考えております。

○佐藤ケイ子委員 住民が災害情報をどうやって知るかということなのですが、先ほど年配の方はホームページを見ないということですが、今はみんな結構スマホや携帯電話で情報を見ますね。そうすると実際に関東のほうでも震災があったときに問題になったのは、県とか市町村のホームページがパンクしてしまって、フリーズして動かなかった。それで、災害情報の専用のサイトに移行できるページを持っていたところはどんどん情報が流れて住民も対応できて、さらには報道も入って支援が寄せられたということです。だから、住民からの動画とかをアップできるサイトがきちんとないと、情報が共有できないのだということらしいです。そういう研修会にたまたま行くことがあって、災害専用サイトへ移行するとか、県だけでなく全部の市町村がそういうホームページのあり方というのを見直ししなければならないのだということです。多分もう検討されていると思うのですが、県土整備部でやるものなのか、それとも総務部のほうでやるものなのか、どういふ検討があるかお知らせいただきたいと思います。

その中には水位情報も、カメラも設置されているわけですから、誰でも自分が希望する河川の水位情報が見られるということで避難を自主的にやる、呼びかけるという方法もあるのだということですから、ぜひ検討していただきたいと思います。ITのそういう情報関係の会社と共同研究をしているとか、そういうところのほうに情報を持っているということですから、ぜひそういう情報の発信の仕方については研究をしていただきたいと思いますが、現状と、それから今後の動向など伺いたいと思います。

○高橋河川課総括課長 今委員がお話ししたとおり、今年の台風第10号の際には、具体的に県が管理している河川情報システムにすごくアクセスが集中して、なかなか見られなかったという苦情が寄せられております。それ以降、何でこのような状態になったのか、そしてどういう改善点があるのかということ調べて、現在県が管理しているシステムサーバーの増設等を行い、あとはITの担当課もあわせて改善して、なるべくスムーズに河川情報システムが見られるような工事をやっているところです。5月末あたりまでに改善する予定としております。

○佐藤ケイ子委員 住民からの動画とか、そういう画像もどんどん入っていけるように、また情報共有をし合えるようなそういうシステムを組んでもらいたいと思っております。よろしくをお願いします。



○佐々木宣和委員 まず、ホットラインに関してお伺いしたいと思います。どういう状況で今回のホットラインというのができたのかということと、今まではどうやっていたのかというのを伺いたいと思います。普代村長から、ホットラインをこれからやりますと報道されたみたいなのですが、それを教えていただければ。

あと洪水浸水想定区域と指定されて、その地域はどうなるのかということですね。岩泉町は今回の災害を受けて、本当に平地が少ないので、利用できる土地が少なくなってしまうのかという懸念もあります。その辺を教えていただきたいと思います。

○高橋河川課総括課長 2点ありまして、まず1点目のホットラインにつきましては、従前は、県から首長に直接電話することはなかったです。具体的に言うと、例えば担当者から市町村の担当者のほうに電話をすとかということを行っておりました。氾濫危険水位とかということですね。

もう一点は、洪水浸水想定区域と指定され、何か制限がかかるのかということなのですが、その指定はあくまでも早目の避難を住民の方に促すためのものですので、特に土地への制限、規制とかをかける予定はありません。

○佐々木宣和委員 そうなのだろうと思うけれども、指定された場合に懸念されるどころかと思っております。

危険地域の災害情報をうまくどうやって伝えるか、2ページ目以降、要配慮者利用施設等に防災知識の普及・啓発ということで、今回岩泉町のグループホームで人が亡くなったことからこういうのが出てくると思いますし、仕組みとしてすごく必要だと思うのですが、例えば施設の負担になるわけですね。新しくこういう計画や避難路をつくる考え方を持つ場合、施設管理者としては負担が一番嫌だと思うのは、押しつける形になってきっちり運用されないというのが本当に怖くて、それこそ説明会をするぐらいであれば、高齢者グループホーム楽ん楽んに来て、岩泉町に来て、見てくれたほうが実感として伝わる場所もあるのかと思ったりするところです。これは要望ですけれども、きちんと運用していただきたいと思います。

○白澤勉委員 私からも何点かお伺いいたしますが、今佐々木委員のほうからもありましたが、浸水想定区域の指定と災害危険区域の土地利用のそういった制約、これを確認します。

○高橋河川課総括課長 浸水想定区域と災害危険区域の違いですけれども、今委員お話あったように、災害危険区域につきましては、条例でこのエリアは建築物を建ててはだめですよというような制限をかけることになるのですが、浸水想定区域図というのは、あくまでも想定ということでエリアを設定していることですので、実際に災害危険区域の指定をかけるというところまでは今のところは考えておりません。詳しく説明できなくて申しわけないですが、条例を制定して災害危険区域を指定する。浸水想定区域については、洪水予測をして、予想される浸水区域を指定するということです。今回私は明確には説明できないですけども、災害危険区域指定と、浸水想定区域の指定というのは、この違いで

す。

○白澤勉委員 いろいろ地元市町村のほうともいろんな検討も必要になってくると思うし、当然単純に浸水区域イコール制限をかけるものではないとは私も思います。ただ、住民説明とかに入っていけば、いろいろとそういうような懸念も出てくると思いますので、建築住宅課のほうとかともいろいろと連携しながらやっていく必要があるかと思えます。

それで区域の指定、シミュレーションの設定条件みたいな部分はどのようにお考えになっているのかお伺いします。

○高橋河川課総括課長 現在、取り組んでいる浸水想定区域のシミュレーションの基本となる考え方ですけれども、この流域で考えられる豪雨があった場合、考えられる浸水想定が今回お示しする浸水想定区域ということになります。流域で考えられる最大規模の豪雨に対する浸水エリアを示したものとすることで設定したいと考えております。

○白澤勉委員 例えば何年に1度とか、何かそういったものはあるのでしょうか。

○高橋河川課総括課長 これは流域の大きさとかに関係するのですけれども、例えば数千年に1度とかの規模になります。

○中平均委員長 答弁、絶対間違えています。白澤委員、ちょっと待ってください。本当に数千年で、答弁いいの。

○高橋河川課総括課長 済みません、私の記憶で申しわけないです。調べさせていただきます。

○中平均委員長 正しければ正しいでいいです。

○高橋河川課総括課長 千というのは、済みません。

○白澤勉委員 恐らく例えば100年に1度とか、何かそのくらいの確率で過去のデータを見ながら、一気にぱっと降ったときを想定しながらやるのかと思って、私はイメージしていたのですけれども、もしわかれば、後で教えていただければと思います。

私がなぜそれを聞くかという、今回の岩泉町の被害は、前から言っていますけれども、流木の被害というか、例えば流木がこうあって、また浸水区域が広がっていく。これは、矢巾町のときもそうだったのですけれども。ですから、何を言いたいかという、浸水想定区域を設定するといったときに、例えばそういう流木の被害があるとかないとか、そういった部分も含めてされるのかどうか、ちょっとそこら辺をお伺いします。

○高橋河川課総括課長 流木が流域にあるのですけれども、その流木が流れ下って橋に詰まってというようなシミュレーションは、今のところは考えておりません。

○白澤勉委員 ぜひ住民説明会だとか、今後地元に入って説明していくときに、浸水区域の設定の条件は、例えばこういうものだということで、流木は想定していないと、仮に流木がかかった場合には少しまたちょっと違うような浸水も想定されますよというようなところを少し丁寧に説明していく必要があるかと思えます。

それで、何を言いたいかという、私は行政が住民の生命、財産の全てを守れるのかといった、まず基本的なところは限界があるのではないかと思っております。例えば避難情

報を発信するのも行政、今回のように浸水想定区域を設定するのも行政。そして、例えば河川とか防潮堤を整備したり、ハードを整備していくのも行政です。そうしていくとどんどん住民が、行政が全て守ってくれるのではないかというような意識になっていくことを、今回の東日本大震災津波だとか、今回の台風第10号も若干そういった部分も出てくることを一番懸念しています。

何を言いたいかといいますと、今後そういう地域住民に対して、具体の情報をキャッチしたら、それを行動にどうやったら移していけるのか。知識はわかったと、知識はわかっていても、実際に人は動けない、動かないというのが、これは心理学でもそう分析されていますし、実際に県庁でも、例えば避難警報がピーッと鳴っても誰一人職場から動きません。ベルが鳴っても、動きません。それは、避難しなければいけないとわかっているのですけれども、動かない。それは誰かが動くのを待つとか、そうあってはほしくないというような気持ちが絶対にあります。ですから、最後にどうやって避難行動に直接結びつけようと考えているのか、御所見をお伺いいたします。

○高橋河川課総括課長 県では河川の情報をさまざま持っていますので、河川の情報を、例えば地元の自治体とかに早目に情報提供する。そして、マスコミとかにこれらの情報を提供して、広く住民の方に知ってもらって、早目の避難行動に移してもらいたいと考えております。

あともう一つ、先ほどの計画規模の降雨の件なのですけれども、流域によっては1,000年に一度を超えているような降雨もあります。今お話があったように、流域によっては数百年に一度、そしてあとは1,000年に一度ぐらいの豪雨を想定したシミュレーションをしております。

○白澤勉委員 ぜひ総務部なり、防災担当のほうと連携を密にして、そういう避難行動体制だとかを図っていただければと思います。最後に、土砂災害のところで1点お伺いしますけれども、今回、平成31年度までに全箇所的基础調査を実施すると。この意気込みは、本当にすごく評価する部分でございます。それでお伺いするのは、今後予算だとか、あるいは人的体制とか、どのように進めていくのかちょっとお伺いしたいと思います。

○檜山砂防災害課総括課長 基礎調査の今後の進め方等についてでございますけれども、予算等につきましては、実は平成27年度までは年間3億円というようなペースだったのですけれども、今回土砂災害防止法の改定を踏まえまして、平成28年度につきましては9億円弱、平成29年度については、現在、7億円余の予算を計上させていただいているところです。いずれ年数が限られておりますので、こういったペースで予算のほうは確保していきたいということで考えております。

あと人員のほうにつきましては、基本的にはコンサルタントのほうに発注してやっていくのですけれども、発注者側としても、発注者側のノウハウ等がありますので、現在ワーキンググループを昨年度から立ち上げて、その辺の発注者側のきちんとしたレベルアップとか、そういうことも図りながら進めていきたいと考えております。

○白澤勉委員 ぜひその体制だとか、コンサルタント任せには当然できない部分もあるでしょうから、地元自治体とも連携しながら、そしてそういう基礎調査の結果をぜひ住民のほうにもしっかりと周知を図っていくと。

その後の基礎調査の結果を踏まえて、その後レッド、イエローとか、土砂災害危険区域の指定もかけていくと思うのですが、指定がかかったときに住民の方だとか施設の方にとって何がポイントかという、ではどうしたらいいのかということ。例えばその場所から移転する選択肢もあるでしょうし、万が一のときには、もう家を諦めて体だけ逃げるという場合もあるでしょう。何を聞きたいかという、昔増田県政のときに、つくらない公共事業がありました、集団でそういった危険な場所から動くという、最近のつくらない公共事業、名称を忘れましたが、あの事業の最近の実績と今後の取り組みの方向をちょっとお伺いしたいと思います。

○檜山砂防災課総括課長 ただいま委員からお話ありました事業につきましては、がけ崩れ危険住宅移転促進事業という名のもとでやっているものでございます。お話ありましたとおり、やはりハードで時間がかかることによりまして、その危険な箇所から住宅の移転をしていただいて安全を確保するという支援制度でやっております。平成18年度からそういった事業を起こしております、これまで約10年ちょっとの間で13件ほどの住宅の移転ということになっております。特に目標値等はありませんけれども、これらの制度はいろいろ基準がありますので、その周知を図りながら、活用について住民の方にも周知して進めていきたいと考えております。

○白澤勉委員 住民の方々が住んでいた場所を移るとか、そういった部分は非常にハードルが高いといたしますか、いろんな思いもありますから、そういう事業はさらなるバージョンアップみたいな部分も今後必要になってくるのかと思いますので、具体的に移っていく事業メニューの調査研究についても今後頑張ってくださいと思います。

○工藤勝博委員 私からも1点お伺いしますが、去年の台風第10号で今まで想定していなかったような事態といたしますか、いろんなことが起きたと思います。言葉が悪いですが、ブラックボックスに入っていたのが表に出てきたような感じであり、国でも避難の方法等もかなり検討されたという中で、県土整備部にとっては新たな防災体制の整備というのは、まさに教訓を生かした整備計画だと思います。

そういう中で、先ほど佐々木宣和委員から首長とのホットライン、あるいは市町村の防災担当との連絡のあり方というもの、これから本当に大事になってくるだろうと思います。県土整備部では現場のほうで、しっかりこういうような形で河川から土砂災害は当然それでいいと思うのですが、それを災害のときにどう伝達するのかというのが一番肝心だろうと思います。そっちのほうは総務部になるかもしれませんが、現場の状況をいち早く伝えるのは、その部分を持っている担当であり、1分1秒を争うという状況の中では、いかにして現場に伝えるかということが大事だろうと思います。実際、去年岩泉町長が現場に行き見たときは大したことがなかったと、それが間もなくとんでもない水

量が来たということで、その判断をどう首長がやるかだと思うのです。

その中で、行政の中にもそういう担当はいるのだらうと思いますけれども、住民からのいろんな問い合わせで電話もパンクしたと。その対応に追われていて判断を誤ったというのは、私は大きな教訓だらうと思います。それらも含めて、県でも防災危機管理監はいますよね。先日の一般質問で聞きましたけれども、県内で危機管理監は、7市町村しかないという話があります。その危機管理監は国でも交付税で手当てしているのですよね。それもあるとすれば、管内の市町村にぜひともそういう危機管理監を置く必要があると思います。それらも含めてお伺いしたいと思います。

○**八重樫河川港湾担当技監** 河川、砂防という自然災害をまとめて御紹介しておりますので、お答えしたいと思います。いずれ委員の皆様からあったように、こういった防災計画の最終目的は、危険なときに人命をいかに守るかということになるかと思っています。災害時に避難をしていただく行動をとってもらえるということが最終目的と考えておりますが、いずれタイムラインもそうですし、ホットラインもそうです。これから気象状況がどのように変わって、どういう状況になるかという想像力が、我々それぞれ実は違いがあったということが本当の教訓であります。

昨夏の台風第10号でも、これがどういう現象になるかという想像力を県内でしっかりとめぐらせることができた方はそんなにいなかったのかと思いますし、いわんや住民の方がそこまでの災害に対する想像性を持ち得ていたのかということとはなかなか難しかったものと思います。

ただ、そこは、行政は専門家ですから、そういうことをとにかくふだんから伝えていかなければならない。今までもやっていたつもりですが、それをもっと強化していかなければならないというのが大きな教訓かと思っております。

例えば土日というのは、普通は休みですし、通常の日でも5時以降は勤務していません。そういうときにも自然現象は時間を決めずにやってきますので、そういったときの準備をあらかじめやりましょうと。もちろん我々も、例えば夜間とか土日の危機当番は配置しています。ただ、これがもしも大きなものになるかというときは、あらかじめ増員を倍増したりして準備をする。ただ、何事もなければ、それはよかったということになるのですが、それも例えば、地域防災を担っておられる市町村も同じような行動体制をとっていただくというようなことをしっかりやっていきたいということで、いろいろ改めて、台風第10号を契機に検討したということになるかと思っています。

まず、今までやってきたことが全く間違っていたわけではなくて、もっともっと強化してできることをどんどん深めていこうということでもありますので、気象庁、直轄河川を管理している国、それから土砂災害、県管理河川、これが一体となって事業を進めていきたいということで、こういった検討会議の結果を御紹介させていただきます。まずは、やること、やるべきことはたくさんあるかと思っております。

○**工藤勝博委員** 台風とかゲリラ豪雨、今は予測も精度の高い状態であります。宇宙から

見ているから、どこまで、どういう方向に進んでいくかということがあるだろうと思います。たまたま去年の台風は、東北から上陸したという、今までにないような状況の中で、短時間に集中的な、狭い範囲で想定外のことがあったわけですが、それらも含めて、想定されるようなことを日ごろから訓練しておかないと、こういう立派なマニュアルをつくっても、現場でいかに判断して対応するかどうかだろうと思います。

先ほど土日なり、あるいは平日も含めて、市町村との連絡を密にして、訓練をこれからしていくべきだろうと思います。そこら辺も含めて今後の取り組みを改めてお聞きしたいと思います。

○高橋河川課総括課長 今委員からお話あった訓練につきましても、年に1回、情報伝達訓練とかを国、県、市町村とやっております。これからはしっかりこの取り組みを反映した格好でしっかり訓練したいと考えています。

○小野寺好委員 きょう、巨大災害が発生しそうだというときは、逃げるしかないといった説明だったかと思いますが、逃げなくてもいいように、北上川についてだけお聞きしたいのですが、築堤をきちんと整備してほしいと思うのですが、今現在で北上川の場合、岩手県内の整備率はどのくらいでしょうか。

○高橋河川課総括課長 国管理の河川である北上川の整備率は51.1%となっております。

○小野寺好委員 半分くらい。例えば、紫波町の熊谷町長が日詰地区の人たちは、雨が降るたびに、住民や会社の人たちはすごく心配だと。早く立派な堤防をお願いしたいということで、河川国道事務所に行くと、だめです、そんなお金はありませんと。前は、岩手河川国道事務所は確か予算が年間400億円くらいで、かつては優先順位がアルペンだったので、アルペンが終わって、今度は一関遊水地だね、胆沢ダムだねということで、そっちのほうが優先されているかと思うのですが、今岩手河川国道事務所は、沿岸道路を除いてどのくらい来ているのか、本当に余裕がないのか。

○高橋河川課総括課長 予算については、調べて御報告します。余裕がある、ないというのは、整備する箇所はありますから、その限られた予算内で毎年やっているのですが、なかなか進んでいないということになると余裕はないというか、計画的な進捗が図られているかという、必ずしもそうではないと考えております。

予算につきましては、年間59億7,400万円を岩手河川国道事務所ですべて予算化しております。一関遊水地とか河川改修とか、治水費として59億7,400万円です。

○小野寺好委員 国のことで申しわけないのですが、岩手河川国道事務所では彼らなりのいろんな計画があるかと思うのですが、住民とすれば国道4号の4車線化だとか、さまざまにいろいろ要望はあるのですが、その辺の調整というのはどうなっているのでしょうか。こっちの地元の県、市町村の要望が手厚く尊重されるのか、それともいや、そんなこと困るねと、俺たちは俺たちのやり方でやっていくのだよとか、その辺どうなのでしょう。

○高橋河川課総括課長 年に数回ですが、国と県で情報交換会をやっておりまして、

我々も地元自治体から要望があります。それを国のほうに情報提供して、そして工事の進捗がどのようになるのかというのを聞きながら、そしてできる限り予算を配分していただいて整備率を向上していただきたいという要望を行っているところです。調整は毎年数回、あと機会あるごとに、直接私らが例えば岩手河川国道事務所のほうに行って、調整会議なり要望をしてきました。

○**小野寺好委員** 要するに、こっちの市町村からすれば、国の出先機関とうまくいかない、俺たちの願いを簡単にはねのけられてしまうと。そういう希望があるのだったら直接霞が関に言ってくださいねと。なんてことを言うんだということで霞が関とつないでやろうと思うと、今は単独の市町村ごとの要望は受け付けないよと、広域で何か期成同盟会だとか、広域の町村で共通の要望についてだったら話を聞くけれども、一つ一つの市町村ごとの要望なんてとても聞いていられないねと。そういった地元の出先機関からもはねられる、そっちからもはねられる。そうすると住民をあずかっている市町村長からすればやるせない、どうしたらいいのだということなので、ちゃんと連携が図られるものなのか、そんなことでちょっとお聞きしたのですけれども。

○**八重樫河川港湾担当技監** 今、河川課総括課長から岩手河川国道事務所の治水費は59億円ということで、遊水池もやっていますから、遊水池は大体40億円ぐらいで毎年推移しておりますので、残りは20億円ぐらいで本川の改良工事ということになるかと思えますけれども、岩手河川国道事務所自体は、北上川遊水池も持っていて、治水に対応する能力は非常に有していると思っております。それで、各市町村長との直轄区間の協議会を岩手河川国道事務所ですくって、いずれ北上川本川の治水対策はまずハード事業、築堤をしていくものとソフト事業ということで、県もそういう話をしています。しっかりと取り組んでいただいていると思っておりますが、予算の話は、例えば60億円を一気に2倍になるとか、3倍になるとか、全国どこの直轄の事務所もいろんな要望を抱えてはいらっしゃると思うのですが、その中で確保しながら、重点的に優先箇所からやっていただいていると伺っておりますので、劇的に予算が増額になるのはなかなか。我々県としても、直轄河川改修をとにかく着実にやってくださいという要望は毎年出しているところでありますので、情報交換というのは密にしながら取り組んでいきたいと思っております。

○**中野技監兼道路都市担当技監** 予算が非常に厳しいということについては、復興財源は別にして全く同じ状況です。やはり各地でいろいろな要望、必要な事業がたくさんあるわけですし、住民の命を守って、道路について、治水もそうですけれども、経済発展につなげていくような事業をやっていくために必要な財源、総枠をどうやって確保するか、これは国民的な議論でありまして、国がどう判断するかということが最後でございます。

個別の河川については、当然、個別の河川国道事務所や、県であれば県に来ていただいてできるわけですが、その全体の枠をどうやって確保していくか、広げていくかということについては、やはり霞が関にしっかりそこを伝えるというのが大事だと思っております。そういう意味では、我々執行部も当然そういった事業の整備効果をわかりやすく住民に伝

えていって、国民的な議論をしっかりと巻き起こすというのは大事でございましょうし、県議会の皆さんにおかれても、そういった北上川の社会資本整備というのがいかに住民生活を守って、そして地域の経済を支えていくかというところをしっかりとまた国のほうにも届けていただくような活動をいただければ執行部としてもお力をいただけるということで、ひとつよろしくお願いいたします。

○中平均委員長 来年度の抱負を聞きましたので。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 なければ、これをもって新たな風水害に対応した防災体制の整備について調査を終了いたします。

この際、執行部から次期污水处理県構想（いわて污水处理ビジョン）の策定についてほか1件について発言を求められておりますので、これを許します。

○幸野下水環境課総括課長 それでは、お手元に配付しております資料によりまして、次期污水处理県構想（いわて污水处理ビジョン）の策定について御説明いたします。

まず、資料左上の次期県構想策定の主旨をごらんください。本県では、平成22年度に策定した污水处理の県構想であるいわて污水处理ビジョン2010に基づき、平成30年度を見据えた目標に向け、污水处理施設の整備等を推進しているところですが、国から污水处理施設整備の10年概成等に向けた都道府県構想の見直しの要請があったことから、次期県構想の策定を前倒しして、平成29年度中に策定しようとしており、今回この場をおかりして次期県構想の策定に向けた取り組みについて御説明申し上げるものであります。

次に、2の次期県構想策定の背景についてであります。人口減少による将来収入の減少、増大する施設と維持管理費を踏まえ、国から各都道府県に対し、茶色の枠で囲んだ部分、今後10年程度をめどに污水处理の概成を目指した各種汚染施設の整備計画及び市町村におけるアクションプランを策定すること。持続可能な運営のため、20年から30年を見据えた既整備地区の効率的な改築、更新、運営管理手法を検討することの2点について、都道府県構想を早期に見直すよう要請されたものであります。

次に、3の次期県構想の方向性についてであります。国からの要請を踏まえまして、(1)の10年概成の要請を踏まえた污水处理目標は、平成37年度末で污水处理人口普及率を95%とする。(2)の持続可能な運営の要請を受けまして、集落排水の下水道接続、処理場の統廃合について検討する。などとするほか、計画期間は、(4)に記載のとおり、平成29年度から平成37年度までといたします。

次に、4の次期県構想の骨子であります。図の左側に現在の県構想、右側に次期県構想の案の骨子を記載しております。国からの要請に係る項目は、茶色で囲んだ枠内の2項目であります。まず、污水处理目標は、現県構想では普及率を平成30年度末で84%としておりましたが、次期県構想においては平成37年度末で95%とします。

次に、維持管理目標は現県構想ではこれまで、中期経営計画を策定した市町村の割合を



目標に掲げて取り組んでまいりましたが、次期県構想では、集落排水の下水道接続や処理場の統廃合について検討して、新たな目標を設定していきたいと考えております。

図の中ほどから下の水色で囲んだ枠内の項目につきましては、現県構想に基づいて取り組んだ汚水対策や雨水対策の進捗状況を踏まえて、新たな目標を設定することといたします。以上、1から4の考え方を基本として、今後検討を進めてまいります。

次に、資料の右上に移りまして、5の次期県構想策定体制とスケジュールであります。体制につきましては、まず図の中央上段に示している岩手県汚水適正処理推進会議、これは米印に記載のとおり、県の関係部局と市町村の行政機関により構成されているものであり、この会議において次期県構想の方針、実施計画等について協議、検討し、承諾を得ることとなります。

次に、図の左側に示しているいわて汚水処理ビジョン検討委員会ですが、これは米印に記載のとおり、汚水処理に関連する多様な意見をいただく目的で設置する外部委員会でありまして、記載の各分野から6名を選定しております。検討委員会においては、素案作成の各段階やパブリックコメントの結果等について検討いただき、最後に提言をいただくこととなります。なお、体制図の下にスケジュールを示していますが、県議会に対しましては取りまとめの素案の内容を本常任委員会で御説明させていただくとともに、完成した際には資料を配付させていただく予定としております。

以上で説明を終わります。

○**廣瀬建築住宅課総括課長** 説明させていただきます。要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断の結果の公表についてという資料をごらんいただきます。こちらは建築物の耐震改修の促進に関する法律の規定に基づき、要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断の結果について御報告をさせていただくものです。

こちらの法律、平成25年に改正された事項でございます。要緊急安全確認大規模建築物は、下の表の用途の欄にあるような建築物が対象となっております。具体的には、不特定多数の方の利用が見込まれるもの、また避難が難しい方が利用されるもので、かつ5,000平米以上の大規模な建築物が対象となっております。

下の表が平成29年3月時点における耐震診断の結果の概要でございます。なお、盛岡市の区域につきましては、所管行政庁であります盛岡市から3月14日に公表済みです。こちらの表の一番下の合計欄をごらんいただきますと、対象となっております建築物の数は62となっております。内訳は公共の建築物が53、民間の建築物が9となっております。横軸をごらんいただきますと、大規模の地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、または崩壊する危険性がⅠ高い、Ⅱある、Ⅲ低いという形で区分を分けております。

このⅠの高いというのが、一番危険性があるというものでございまして、Ⅱのあるがその次、Ⅲの低いと書かれているものは、現行の耐震基準相当のものであるというものです。一番下の合計欄をごらんいただきますとⅠの高いが2施設、Ⅱのあるが4施設となっております。それとは別に、現在建替え及び耐震改修工事中の建築物が4施設あります。

具体的に、安全性区分のⅠ及びⅡの建築物の今後の予定及び工事中の建築物につきまして、次のページで詳しく書かせていただいております。別添と書かれている資料でございます。安全性の区分ⅠとⅡの建築物につきまして、所有者の今後の予定についてまとめさせていただきます。例えばⅠの病院の奥州市総合水沢病院につきましては、今後の予定は建替検討中という形で、平成29年1月に建設準備室を設置するというところでございます。

また、同じく安全性の区分Ⅰの一番下の百貨店のマルカンデパートにつきましては、改修予定ということで補強設計が平成29年度、改修工事につきまして平成30年度を予定しております。安全性の区分Ⅱのものにつきましても、改修予定というものが3施設ありますが、それとは別に、安全性の区分Ⅱの岩手医科大学附属花巻温泉病院につきましては、建てかえにするか、改修にするかということも含めて、平成32年までに検討を進めていくものという予定となっております。

下のほうにつきましては、工事中の建築物でございます。建替え工事中のものと同様に耐震改修工事中のものがあります。いずれにしても平成29年の9月までには建てかえや耐震改修が完了する見込みとなっております。

以上、御報告をさせていただきます。

○中平均委員長 ただいまの報告に対する質疑も含め、この際何かありませんか。

○佐藤ケイ子委員 今回の次期污水处理県構想のことについてなのですが、目標を高めて平成37年度末に95%にしようということですね。これはどんどん進めようという話なのでしょうけれども、実際には農業集落排水も下水道も市町村では拡大しないと。合併処理浄化槽を進めていきますよということで今は進んでいると思うのですが、下水道拡大、それから農業集落排水拡大となると多額の費用がかかる。それに対しての財政措置を国はどのように考えていくのかということがそこまで示されているものなのかどうか伺いたいと思います。だから、合併処理浄化槽を進めるという方向で行くのか、農業集落排水、下水道という大型施設型で進めていく方向なのかということまで示されているのか。

それから、あと雨水対策ですね。下水道は最終的には広域処理場に行くわけですが、そこに行くまでの間に管が老朽化しているのか、何か雨水がまざり込んでいて処理量が多くなるわけですね。そうすると、その対策について、それは県ではなく市町村になるのでしょうか、そういうのは別枠の補助制度ができてくる傾向になるのかどうか伺いたいと思います。

○幸野下水環境課総括課長 まずは污水处理の普及状況なのですが、平成27年度末で污水处理の普及人口は79%でありまして、本県はまだまだその污水处理は不十分であります。ということで、これから収束していくのではなくて、まだまだやっつけていかなければならないということで、市町村も鋭意頑張って普及を拡大していくこととなります。これは将来の人口減少も見据えてまだ足りないということでもあります。

それから、国の財政措置については、市町村も毎年どのくらい普及促進していこうとい

う計画を立てながら、国に対して補助を要望していくということでありまして、国の内示状況は必ずしも市町村の要望どおりではないのですけれども、先ほど申したとおり国が10年程度で概成しなさいというような要請をしたところもありますので、今後それに沿って、要望した中でつけていただけるのではないかとということで、我々も国に対して必要な財政措置を要望しているところであります。

それから、三つ目の雨水の混入であります。確かに汚水を処理場に送る中で若干雨水が混入することは承知しておりまして、それが老朽のためなのか、もしくはマンホールのすき間等から入り込むのかということはなかなか把握するのは難しい状況であります。雨水がまじると汚水処理に対する費用が増しますので、それに対しては市町村のほうでも調査して、例えば間違っただけで家庭の雨樋の水を汚水につないでいるというようなケースも中にはあったようですので、もし原因がわかるようであれば、そういったものを見つけながら市町村でも対応しているという状況であります。

それから、汚水処理を進める上で浄化槽が主になるか、下水道等の集合処理が主になるのかという御質問がありましたが、これは地域によってどちらが有利かということになります。やはり住宅が集中しているところは集合処理が有利ですし、それから散在しているところは浄化槽のほうが有利です。それは町村ごとにその地域のどのエリアを下水道、集落排水でやる、それから浄化槽でやるというエリア分けを考えてやっております。次期汚水処理ビジョンのもとになるアクションプランというものを市町村で見直しを行っておりまして、今後10年における整備、どちらで整備するかということについて市町村で検討して、それをもとに今後のビジョンを策定しようと考えているところであります。

○佐藤ケイ子委員 わかりました。今度は策定見直しというのを市町村も県もやるということで方向性が出てくるのでしょうか。今の状況で、合併処理浄化槽の配分のことなのですが、例えば市町村は年間100基欲しいのだけれども、どうせ配分は半分しか来ないから、倍の要求をしておく。100基欲しいのだけれども、200基要望する。そうすると実際に100基の配分が来るといようなことがあるらしく、それは全部県内みんなそんな感じなのかと私は思ったりしているのですけれども、現状で県への配分枠というのはどの程度認められてきているものなのでしょうか。

○幸野下水環境課総括課長 浄化槽の要望に対する国の内示状況であります。平成28年度におきましては86.6%となっております。確かに委員おっしゃるとおり、内示が必ずしも100%来ないという状況の中で、上積みして要望されるということは戦略的にはいいのかとは思いますが。

ただ、状況を見ていますと、上積みして要望したというのがわかるのは、年度末になるとやり切れませんでしたということで、予算を余してくるというような状況も見られます。

そういった中で、結果としては、年度末にしてはやるべきところは、市町村はやり切れているような状況にはなっているのかと感じております。

○佐藤ケイ子委員 わかりました。そうすると市町村から要望されているのを、例えば国

から県が86%でまず枠があると。そうすると各市町村に配分するときは同じ率で配分しているのか、それとも市町村状況を把握して、その配分率を変えているのか、どうなのでしょうか。

○幸野下水環境課総括課長 先ほど御答弁申し上げた国の補助について、県がどう采配するかではなくて、国が直接市町村にどのくらいの補助をするかというのを決めていますので、県としては、特にそういうことをやることはないという状況です。

ただ、市町村によっては年度途中でちょっと多い、多過ぎる、あとある市町村は足りないというようなところが出ましたならば、それを県のほうで取りまとめ、国のほうに流用させてほしいという御相談とか協議はさせていただくことになります。

○神崎浩之委員 この際、港湾に関してクルーズ船関係と釜石市のガントリークレーン、それから道の駅の整備についてお伺いしたいと思います。

まず、クルーズ船の受け入れ体制の調査が始まっていくと思いますけれども、4月25日に大船渡港にもクルーズ船が来ます。4月29日は仙台港、それから5月5日、5月22日と大船渡港にクルーズ船が来るといふこと。そういうパンフレットを私は大阪でもらってきました。大阪に行ったときに、東北観光のパンフレットをどのくらい置いているのかと思ったら、一つのパンフレットだけでしたが、その中にクルーズ船のことがありました。

そこで大船渡港に4月、5月にクルーズ船が来るといふことでありますが、1回のクルーズ船でどのくらい滞在する時間があるかどうかといふこと。それから、どういう過ごし方をしているのか、それからどういう要望があるのか、この辺についてお伺いしたいと思います。

受け入れ体制の調査は、来年度の事業であるわけなのですけれども、そういうことで、あわせてどこをどういう内容で、どういう効果を狙ってこの調査事業、クルーズ船の受け入れについてやっていくのかといふのをまずお伺いしたいと思います。

○佐々木港湾課総括課長 クルーズ船の調査の関係でございますけれども、従前は邦船3社といたしまして、代表されるのが飛鳥Ⅱでございますけれども、これらの邦船のクルーズ船が本県の重要港湾4港に入港しております。その際、いろいろなオプションルツアールとか、あと県内の観光施設、あとは地元の歓迎セレモニー、そういったもので対応しています。

今調査しておりますのは、大型船の外航クルーズが本県に入港可能なかどうか、具体的には10万トンを超えていくような船舶が安全に入港できるかどうかといふのを調査しております。今年度につきまして、学識経験者や海上保安部を初めとする専門の集まり、いわゆる航行安全委員会なのですけれども、そういった会議を設けまして、そこで対象になる港湾は宮古港がポテンシャルを有しておりますので、宮古港で操船シミュレーションを実施しながら安全に入港できるかどうかを今確認しているところです。

この委員会については、3月27日に最終の委員会を開催する予定でございまして、その結果をもとに、結果の取りまとめを行う予定です。今のところ宮古港につきましては、安

全に入港は可能であるというようなシミュレーション結果は出ておりますけれども、いずれ今月末の委員会の中で取りまとめが行われる予定です。

それと平成29年度の受け入れ体制の調査ということですが、10万トンを超えていく船舶につきましては、飛鳥Ⅱでいきますと約800名が乗ってくるのですけれども、大型クルーズ船になりますと3,000名ほどが一度に寄港地におり立つこととなります。そうすると例えばバスを用意するといっても40名のバスですと70台とか80台を港内に用意しなければならないし、あと歓迎セレモニーなどのイベントをするためのスペースも確保する。タクシー、物販施設のほか、外国船ですので、C I Qー税関、出入国管理、検疫等の問題もありますので、そういったものの受け入れ体制を平成29年度に実施する予定です。

○**神崎浩之委員** 現在飛鳥Ⅱ規模が来ているわけですが、何時間でどのような過ごし方をされているのかということと、どのような要望があるのかをあわせてお願いします。

○**佐々木港湾課総括課長** 飛鳥Ⅱにつきましては、大船渡港に入港実績が多うございまして、着岸してから、そのツアーによって異なりますが、例えば飛鳥Ⅱですと大船渡港に1泊する場合がありますし、例えば朝8時ぐらいに入港して、夕方5時ぐらいに出港するパターンもあります。それによって、いろいろなオプションツアーの組み方が変わってきております。あとそれらによって滞在時間も変わります。例えば今実際にやっているのは、地元の方々が無料で、秋に入港した場合はサンマを焼いて提供したり、あと三陸鉄道に乗っていただいて、恋し浜に行ってホタテを食べていただいたりとか、あと平泉町のほうに足を運ばれる方もございます。

あと要望なのですが、特に要望というよりは、大船渡港に着きまして、地元の歓迎セレモニーが大変すばらしいということで、どちらかというといい意見のほうが多うございます。ですので、毎年1回ではなく複数回入港しているような状況です。

○**神崎浩之委員** 私もどの日か、ぜひ着岸するときに行ってみたいと思っておりました。

調査事業は10万トンを超えるということで、そうしますとハードだけではなくて商工観光というか、そちらのほうの体制というのは非常に重要だと今感じました。バスとかタクシーの件も含めて。

次に、釜石港のガントリークレーンでありますけれども、今回大阪府のほうから提供いただくということであります。それまでの実際の経過をお聞きしたいのですけれども、そもそも県のほうで予算を立てて新品のものを買うという予定だったのか、中古で買う予定で、そういうときにたまたま大阪府のほうからのありがたい声があったのか。その辺の経過と、あと実際にガントリークレーンを新規で購入する場合は幾らぐらいかかるものなのかということをお聞きしたいと思います。

○**佐々木港湾課総括課長** ガントリークレーンの譲渡の経緯ですが、釜石港においては震災後、国際フィーダーコンテナ航路が開設されてきて、コンテナ貨物の取り扱いがふえてきておりました。また、南星海運という韓国の船会社なので、釜石港に外航定期航路を開設したいという表明もございました。

また、昨今コンテナ船も大型化になりまして、今のジブクレーンでは対応が難しいということも課題として挙げられている中で、これは釜石港でガントリークレーンを整備する必要があるという判断をしました。

その際に、新品なのか、中古なのかという話ですけれども、新品ですと当時10億円は超えるという話がありまして、実際に中古の取引も他県でありましたので、県としてはやはり中古でどこかないのかということで探しておりました。大阪府の埠頭には3基ガントリークレーンが設置されており、2基使用していて1基が全く使われていなかったのですけれども、動いていないのに維持管理費が結構かかるということで、大阪府のほうからそういう話がありました。その中で、売却時期や、クレーンの能力、そういったものを含めて話を大阪府に申しましたところ、今回の東日本大震災津波でも大阪府が岩手県にたくさん支援して、いわゆるカウンターパート方式ということで支援いただいていると。そういった中で、岩手県に譲渡するのであれば、無償譲渡でということをおっしゃるのを大阪府のほうで判断していただいております。

あとスケジュールにつきましては、今現在岸壁の補強工事をやっております。あとこれから補強工事をやりながら、大阪府から移設してくる工事についても既に契約しておまして、8月上旬には釜石港に着いて、9月末ぐらいには供用開始を目指したいと考えております。

**○神崎浩之委員** 買えば10億円ということですよ。本当にありがたい話だと思っております。移送については船で来ると思うのですけれども、何日ぐらいかかってくるかわからないですが、大阪府から出発するときには、私は岩手県知事が大阪府に行って、そして出発式みたいなものをするべきだと思います。今からまだ時間がありますので、そういうありがたいことを受けるという感謝のイベントみたいなものがあればいいと思っております。もしくは、また釜石港のほうで受けるときには盛大に大阪府に対して謝意をあらわすというような機会をつくっていただきたい。ぜひ大阪府を出発するときに達増知事に行ってくださいと思うところであります。

次に、道の駅なのですが、県内には結構道の駅が整備されております。そこで、今平泉と室根もお願いしているわけなのですけれども、今後の整備計画について、平泉は後から聞きますけれども、特に室根のスケジュール、それから今ほかの地域からも相談等があるのかどうか、その状況についてお聞きいたします。

**○千葉道路環境課総括課長** 室根の道の駅の整備状況ですけれども、今県が実施している休憩施設の建築工事について、3月10日に業者が決定したという状況です。機械、電気設備については、今工事発注に向けて準備を進めているところです。建築工事については、平成29年12月末の工期となっているところです。

あとまた一関市が設置する地域振興施設、産直施設ですけれども、これについては、現在工事発注に向けた準備を進めておると聞いております。いずれその施設に関しては、平成30年3月末の工期となる予定と聞いております。

あと県のほうに道の駅について、どのような要望が上がっているかということで、全部で4カ所ほど要望が上がっております。1カ所目は国道で、国のほうですけれども、国道4号渋民バイパスのところに道の駅がほしいという話は上がっています。あと今言った国道284号の室根バイパスですね。あとは盛岡和賀線の笹間にバイパスができたのですけれども、そこら辺に欲しいということで花巻市が言うておりまして、あともう一つが今ある道の駅遠野風の丘、あそこは今釜石自動車道からおりて利用が多くなるだろうということで、そこら辺の拡張というのが要望されております。

○**神崎浩之委員** 今道の駅遠野風の丘というのもあったのですけれども、あそこは出入りがなかなか窮屈で、出ようとすると右折や左折が多くて、そういう要望もあるかもしれませんが、いずれよろしくお願ひします。

平泉なのですけれども、これも国の余裕がない予算の中で、平泉に対してさまざま整備をいただいています。平泉ナンバーや、それから平泉のスマートインターチェンジもそうでありますし、三つ目、今度は道の駅の整備ということで、私も霞が関のほうに行ってお願ひをさせていただいて、着々と進んでありがたいと思っております。

いよいよことしオープンということだったのですが、ちょうど供用開始が5月ごろという予定がありまして、非常に心配しておりました。唯一平泉に一番観光客が集まるのが5月3日の東下りで、20万人を超える人が来るということで、その後では全く意味がないので、ぜひ地元のほうから、それから前々に連休前に何とかオープンをとというようなことをお願ひしておりました。いよいよもうあと1カ月ぐらいになってきているのですけれども、ぜひ5月の連休前に華々しくオープンをさせたいと思っておりますけれども、この辺についてはどのような進捗になっているかお伺ひいたします。

○**千葉道路環境課総括課長** 今の御質問について、けさなのですけれども、本日設置者である平泉町から開業に対する連絡がありました。4月27日に開業するというので、けさ連絡が入ったところです。

○**神崎浩之委員** 1年も前から5月連休前のオープンということで切望されておりましたけれども、その前になんか本当にありがたいと思っておりました。それにあわせて、表示について、ここに道の駅がありますよというようなものは、皆さんも行っていただければわかるのですけれども、世界遺産のエリアということもあって目立たないところに設置されるわけなのです。結構離れたところから、道の駅がありますよとか、右折しないと入れませんよとか、非常にアクセスが悪い状況の立地になっております。すり鉢の下のほうというか、これは景観の関係もあるのですから仕方がないことなのですけれども、表示をこのエリアよりも、つくらないとお客さんが入りたくても入れないのではないかと思います。これら道の駅の表示については、4号線でありますので、国のほうがやっていくのか、それからさらに例えば県内の町等で、国道にさらなる表示の設置等が可能なのかどうか、その辺がわかればあわせてお願ひしたいと思っております。

○**千葉道路環境課総括課長** 道の駅に関しては、標識で示す目標地になっております。ほ

とんどの道の駅はそのように、県のほうで設置している青い案内標識があるのですが、あ  
あいうことで表示しているということで、今回平泉に関しては国が中心となって表示する  
と思います。県道も接続していますので、県道のほうは県のほうで対応して、県のほうで  
は平泉の道の駅に関して県内の道路情報とか、そういうデータも提供する予定になってお  
りますので、その辺も含めて道路関係者が一体となって、その辺の利活用ができるように  
対応していきたいと思います。

○佐々木宣和委員 台風第10号関係で、きのうも予算特別委員会でいろんな質問があった  
のですけれども、道路に関してです。片側通行が9路線、19カ所まだ残っていると思いま  
すが、復旧に関して国道106号とか455号とか281号とか、2車線でないことでかなりのスト  
レスがかかっている状態なのですけれども、仮復旧というのを2車線でやっていく可能性  
があるのかというのを伺いたいと思っています。

○檜山砂防災害課総括課長 2車線での仮復旧というお話ですけれども、委員御存じのと  
おり、川沿いの道路ということで、仮設道路をつくるにいたしましても二つを通しながら  
という、結局本線をつくるのと同じだと思いますので、現在のところは片側を通しなが  
ら、本格的な復旧工事に入りたいということで考えております。

その中で1カ所、国道455号線の二升石なのですけれども、そこにつきましては、現場条  
件がほかよりいいということで、2車線の中で復興するというで考えております。

○佐々木宣和委員 仮復旧が455号で、すごく交通量があるところなので、それはすごく  
ありがたいということで質問させていただきました。

次に、河川のほうの復旧に関して伺いたいと思います。3月15日にもまた100億円ぐら  
いの事業が通ったということで、本当に御苦労さまでございますというところなのですけれ  
ども、改めて輪中堤に関して伺いたいと思います。築堤のほうでカバーする部分というの  
と、輪中堤をあえてつくるという部分で、単純に築堤でなぜカバーできないのかという  
ところの理屈というか、その辺を説明していただきたいと思います。

○高橋河川課総括課長 今委員からお話のあった輪中堤と築堤との候補選択の理由とい  
うことなのですけれども、輪中堤につきましては、あくまでも家の周りをぐるっと回してとい  
うことで、連続堤につきましては川沿いに堤防を築くということになります。それで今回  
の台風第10号の洪水を見ますと、谷で全面的に水が流れると。それをすべて堤防の中に押  
し込めるといことになると、堤防が今よりも高くなります。それで高くなった分、今度、  
例えば次の洪水が来た場合、もしその堤防が壊れたりするともっと甚大な被害が起きると  
いうことで、我々はできる限り今の堤防の高さ程度で河川改修をしたいということで、一  
つの選択肢として輪中堤を皆様方にお示ししているところです。

○佐々木宣和委員 きちんと理由があることだと思って私も説明を聞いていたのですけ  
れども、災害査定というのはその輪中堤の計画で予算が確保されているような状況なのか  
どうかということを聞きます。

○高橋河川課総括課長 小本川の輪中堤の区間の事業というのは、災害復旧事業ではなく、



激甚災害対策特別緊急事業というまた別の事業として、通常の治水対策の事業ですけれども、今のところは輪中堤という計画で予算を事業化していただいているところです。あくまでもそれは概略設計ですので、これから住民の皆様方と意見交換しながら設計を詰めたいて考えております。

○佐々木宣和委員 丁寧にやるしかないのだろうと思っていて、輪中堤の詳細設計というのが4月から6月ぐらいで計画されていると思っておりますけれども、これが決まるとなると農地の復旧・復興もなかなか進んでいかないというところでやっていただきたいと思っております。災害復旧なので、結局基本的に現況復旧で、今回みたいな災害があったら、それに耐えられるようにという設計の考え方をしていると。こういう工法がこうなるというのは、ある程度当たり前というか、標準化されているものだと思うのですが、悩ましいのは、利便性と安全性というのがイコールではないところがあると思っていて、さきにも言ったように災害復旧なので、公平性というか、もと通りに戻すというのは当たり前だと思いますし、今回受けた災害をカバーするように復旧させるのはそのとおりだと思いますが、岩泉町は人口も減っているような状況で、行政ですから安全性を優先するのは当たり前なのですが、その利便性というのもある程度考えていただきたいところかと。これは要望ですけれども。

住民は、発災からもう半年たちますけれども、すごく不安な状態なので、連携会議等々も計画していただいているところで、引き続き親身に対応していただきたいと思っております。

これは要望です。

○中平均委員長 御相談でございます。暫時休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○中平均委員長 では、再開いたします。

○白澤勉委員 それでは端的に1カ所、私も台風第10号災害の関連で、今後用地買収とか、これから重要なポイントになってくるのかと思うのですが、ここの用地買収に向けた課題、同様の課題は今までもあったと思うのですが、課題とあと今後の職員の体制の状況について、十分確保されているのかお伺いいたします。

○小上用地課長 用地取得に当たっての課題であります。事業を予定している箇所、岩泉町管内でございますが、筆界未定とか多数共有地、相続未処理等の土地が多数存在しております。また、いろいろな事業を入れていくというところで、多くの箇所で用地取得、用地交渉を行っていく必要があるところでございます。また、事業によっては家屋の移転補償等も予定されているところでございます。

人的な体制を含めた今後の対応ですが、台風被害前は岩泉土木センターの用地担当職員は3名の体制でした。災害査定と並行して、用地の取得が見込まれる箇所の権利者調査等を行う必要があるということで、昨年11月末から業務支援として1人を派遣しております。あと1月1日からは用地職員を1人追加で配置し、現在5名で業務をさせていただいております。

ります。また、4月1日からは、さらに2名増、7名でということを考えているところです。

各事業、それぞれの事業詳細設計等しておりますけれども、あわせて対象となる土地所有者等の特定作業等もさせていただいているところです。事業におくれが出ないように頑張っていきたいと思っているところです。

○白澤勉委員 ぜひそこら辺の円滑な事業執行に向けての体制、そして土地が解決しないと何も事業が進みませんので、いろいろとそこら辺御尽力いただきますようお願いして終わります。

○柳村岩見委員 及川県土整備部長におかれては、長年勤務されました県庁をこの春退職されるとお聞きしました。及川県土整備部長の今までの配属地といいますか、勤務地をつぶさにわかっているものではありませんけれども、東日本大震災津波被災からの復旧復興、そのほかにもたくさんの自然災害がございまして、それらの対応に大変な御苦勞をされ、よく倒れられないでこの春を迎えるということは、私どももこういう常任委員会の質疑において、あるいは本会議、予算、決算特別委員会においていろいろ苦言を呈するわけですが、やはり議会人のさがとしてそうなりますので、これは厳しかった点はおわび申し上げておきたいと思えますし、及川県土整備部長の今までの御尽力に敬意と感謝を申し上げたいと思えます。

今までの勤務の所感と、それから後輩に残される言葉なんかありましたらお聞かせいただきたいと思えます。

○及川県土整備部長 過分なお言葉ありがとうございます。

私は昭和55年に採用されまして、以来37年間お世話になったところでございます。これまでちょっと偏った経歴を私はたどっておりまして、偏ったといいますか、主にダムの関係の職場をずっと歩いておりまして、ダム建設で治水を担っていかうという時代もあって、いい時期もあったのですけれども、ダムは無駄とか、自然破壊だという論評もありまして、ちょっと逆になったこともありますけれども、今回の自然災害は、ある意味でダムにとっては追い風の部分もあります。なきにこしたことはないわけですが、そういう意味で治水対策、土砂災害対策というのはしっかりやっていかなければならないのだということが改めてはっきりしたということで、我々も予算が厳しい中でもありますけれども、ソフト対策も含めてぜひやっていかなければならないと思っております。

今年度、震災からの復旧・復興に加えて、台風災害からの復旧ということもあって、本当になかなか人員体制が厳しい中で、今年度を何とか乗り切ってくれたかと思っております。災害が起こったときこそ県土整備部の職員は頑張るのだというようなことを、これまでもずっとやっておりましたし、それは先輩方から受け継いできた我々のDNAがあるのかとも思っております。

これからも災害は起こると思えます。そのときにもこれまで培ってきた県土整備部のDNAで乗り切っていただければと思います。ありがとうございます。

○中平均委員長 ありがとうございます。これをもって本日の調査を終了させていただきます。

県土整備部の皆さんは退席されて結構です。御苦労さまでございます。

委員の皆様には、委員会調査等について御相談がありますので、少々お待ち願います。

それでは、次回の委員会運営についてお諮りいたします。次回、4月に予定しております閉会中の委員会についてであります。所管事務の現地調査を行いたいと思います。調査事項については、築川ダム建設事業についてといたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 御異議がないようですので、さよう決定いたしました。なお、詳細については当職に御一任願います。

追って継続調査と決定いたしました件については、別途議長に対し、閉会中の継続調査の申し出を行うことといたしますので、御了承願います。

次に、委員会調査についてお諮りいたします。当委員会の来年度の委員会調査についてであります。お手元に配付しております委員会調査計画（案）のとおり実施することとし、5月の調査の詳細については当職に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。